

【背景・経緯】

- 国土交通省港湾局では、コンテナクレーンの逸走防止のための運用規程の作成の参考資料として、平成24年8月に「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」を策定。
- 本モデル運用規程の活用例や逸走防止に係る技術開発等のフォローアップをふまえ、平成25年度に「コンテナクレーンの逸走対策・維持管理検討会」を開催し、本モデル運用規程の改訂案の検討を開始。



【主要な改訂事項】

- 逸走防止を図るための手順の明確化が重要であることから、管理基準風速ごとの逸走防止を図るための措置を明確化したフロー図の作成を標準とし、運用規程の参考様式に記載。
- 風況急変時でも逸走事故を発生させないためには、逸走時にも動摩擦力を発揮する逸走防止装置や風観測・風予測情報の活用が重要であることから、関連する技術情報の記載を拡充。
- 逸走防止装置の点検診断および維持管理が重要であることから、「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン」や「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン」のとりまとめをふまえ、適宜参照するように記載を更新。
- JIS改正やクレーンストッパの技術開発など、関連する技術情報を更新。

下図は、コンテナクレーンの逸走防止のための運用規程の標準的な構成例。本モデル運用規程は、運用規程に記載する各事項について、基本的な考え方や留意事項等を取りまとめている。

1. 「運用規程」の目的

2. 逸走防止を図るための措置

- (1) 逸走防止に関して判断を行う関係者
 - 1) 作業判断責任者
 - 2) 風向・風速情報提供者
 - 3) 荷役作業関係者
- (2) 風速が管理基準に達した場合の具体的な対応
 - 1) 作業中止基準風速
 - 2) 固定措置基準風速
 - 3) 作業再開基準風速及びその後の風況

3. 逸走防止装置等の維持管理

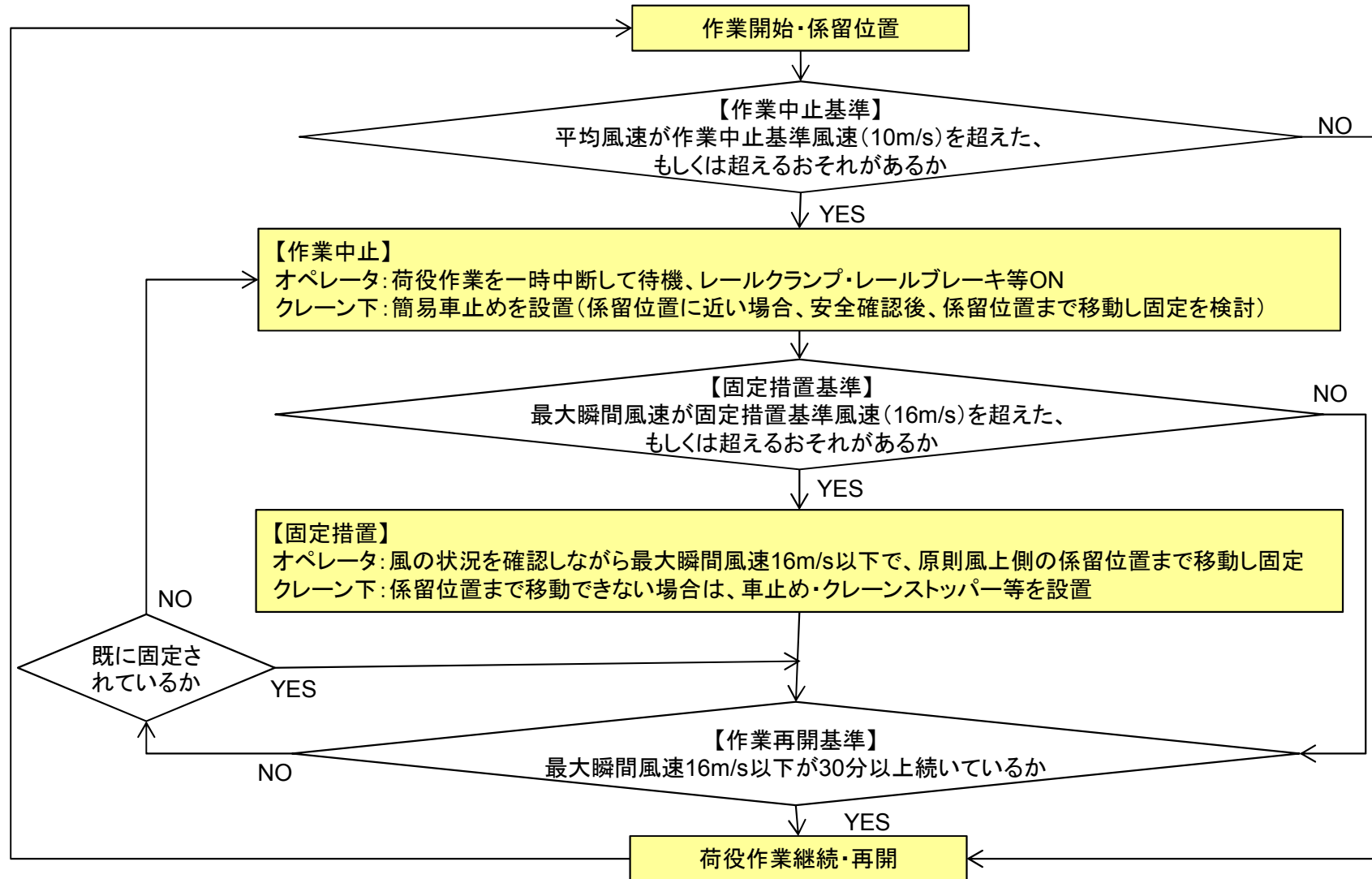
- (1) 逸走防止装置等の維持管理責任者・体制
- (2) 点検及び検査の内容
- (3) 報告、確認の実施
- (4) 点検、検査及び補修等における逸走対策

4. コンテナクレーン及び関連設備等の機能の確認・整理

5. 逸走防止に関する研修等

6. 総括責任者の配置

逸走防止を図るための手順の明確化(フロー図の一例)



注1) いずれの状態でも、最大瞬間風速30 m/sを超える風が吹くおそれがある場合、固定措置を施す必要がある。

注2) フロー中の管理基準風速(作業中止基準風速、固定措置基準風速、作業再開基準風速)は参考値。実際の管理基準風速は、各コンテナターミナルの気象特性等をふまえて、関係者間で調整のうえ適切に設定する必要がある。